

武蔵野市 介護職・看護職 R e スタート支援金

のご案内

武蔵野市内で、介護・看護職員として
新たに就職する方・再就職する方を応援します。

15万円

資格等を有する
常勤職員

支援金額

5万円

・資格等を有しない常勤職員
・資格等を有する非常勤職員

※常勤は、週32時間以上または月128時間以上勤務とします。

※ただし、育児又は介護のための所定労働時間の短縮等の措置を受ける者・治療と仕事の両立ガイドラインに沿って所定労働時間の短縮等の措置を受ける者は、週30時間以上又は月120時間以上の勤務とします。

※非常勤は、雇用保険に加入している者とします。（週20時間以上勤務。）

対象

いずれにも
該当すること

- ・武蔵野市内の介護施設等に就職し、継続して6か月以上の勤務が見込めること
- ・就職した日から過去3か月以内に介護施設等に在籍していないこと
ただし、運営法人の都合による退職の場合は支給対象とします
- ・介護施設等の運営法人に直接雇用されていること
- ・過去に本支援金を受給していないこと

対象となる
介護施設等
・資格等

対象となる介護施設等

資格を有する者に該当する資格等

介護

居宅介護支援
訪問介護
訪問リハビリテーション
訪問入浴介護
訪問看護
通所介護／地域密着型通所介護
認知症対応型通所介護
通所リハビリテーション
看護小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護
介護老人福祉施設／介護老人保健施設
特定施設入居者生活介護
養護老人ホーム／軽費老人ホーム
老人福祉センター／老人介護支援センター

介護福祉士、実務者研修修了者、初任者研修修了者、生活援助従事者研修
社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、准看護師、
介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、言語
聴覚士、機能訓練指導員※
相談支援専門員

※次の資格は厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）に適合する者のみ
柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、
きゅう師

障害

居宅介護
就労系・生活介護
共同生活援助
施設入所支援
障害児通所
移動支援
計画相談

次の資格は障害児通所のみ
保育士、児童指導員、公認心理師、臨床心理士、
臨床発達心理士



申請方法など

申請・
支給方法

就職日から150日以内に、本人から市へ申請（電子申請）し、審査後6ヶ月の勤務実績を確認し、振り込みます。

必要書類

資格証（写）、履歴書、支援金の振込先がわかる書類（通帳の写し等）
本人確認書類（個人番号カード、運転免許証等）の写し
※上記書類は、電子申請の際に添付いただきます。



申請方法（電子申請のみ）

①

二次元バーコードより
申請フォームにアクセス



②

申請フォームより対象者の要件を満たしているかを確認。満たしている場合には、申請者情報の入力・書類の添付を行い申請してください。

入力フォーム

① 入力 ② 入力2 ③ 確認 ④ 完了

こちらは武蔵野市介護職・看護職Reスタート支援金の申請フォームになります。武蔵野市介護職・看護職Reスタート支援金支給事業実施要項第5条の規定により、下記フォームより申請をお願いいたします。入力に支障がある場合は各担当までご連絡下さい。

介護保険施設にお勤めの方 → 武蔵野市健康福祉部高齢者支援課介護保険係介護サービス担当（TEL：0422-60-1925）
障害者施設にお勤めの方 → 武蔵野市健康福祉部障害者福祉課基幹相談支援センター（TEL：0422-60-1847）

武蔵野市内の介護保険施設等に就職し、継続して6か月以上の勤務が見込まれる。※市外在住でも申請可 **必須**

☐ はい
☐ いいえ



③

「送信完了」と表示されたら申請完了です。振り込みまでお待ちください。

入力フォーム

① 入力 ② 確認 ③ 完了

送信完了

ご入力ありがとうございました。結果については、6か月以上の勤務を確認したのちにお知らせいたします。お時間をいただきますが、ご留めいただけますと幸いです。

< 受付番号: DF00000142 >

入力内容を印刷する

最初の画面に戻る

Q&A（一部抜粋）

※その他のQ&Aは市ホームページをご確認ください。



Q 1 申請者が武蔵野市民でなくても対象となりますか。

A 対象となります。

Q 2 資格取得見込の場合も資格等を有する者に該当しますか。

A 申請日時点で資格を有し、資格証の写しの提出が可能であれば該当するものとします。

Q 3 市内の介護サービス事業所を実施している法人から、市内の介護サービスを実施している別法人に転職した場合は対象となりますか。

A 対象となりません。

ただし、事業所の廃止などの理由で退職した場合や退職後3か月以上経過してからの再就職の場合は対象となります。

お問い合わせ先

武蔵野市高齢者支援課介護サービス担当（TEL 0422-60-1925）
武蔵野市障害者福祉課基幹相談支援センター（TEL 0422-60-1847）
制度概要は右記二次元コードからご確認ください。



各種研修・介護の悩み相談
に関すること

武蔵野市地域包括ケア人材育成センター（TEL 0422-20-3741）

